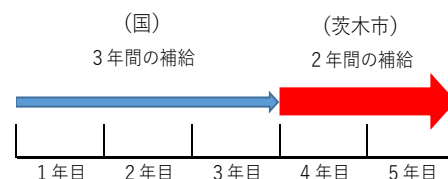


利子補給制度のご案内

市内事業者が、3年間の国の利子補給等の適用を受けた下記の融資を利用した場合、市が独自に引き続き、2年間の支払い済みの利子に対し補助を行います。

【利子補給のイメージ】



対象者

次の全てに該当する、市内に事業所をおき、事業を営む
小規模企業者(※)（個人事業主及び同規模の会社以外の法人を含む）

- ① 利子補給対象融資の実行を受けた方
- ② 国の利子補給等を受けた方
- ③ 市税を滞納していない方

※小規模企業者：小売業・卸売業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は従業員数5人以下、その他の業種は従業員数20人以下、ただし医業を主たる事業とする法人は従業員数20人以下 ★従業員数の考え方については、裏面をご参照ください。

利子補給対象融資

※複数の対象融資を申請可能ですが、補助額は合算で算定します。1融資ごとの補助ではございません。

国からの利子補給等により3年間実質無利子となる次の融資制度

- ① 大阪府制度融資の新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）

※R3.3.31をもって融資受付終了

- ② 日本政策金融公庫の以下の融資制度

※R4.9.30付融資申込分をもって国の利子補給の取り扱い終了

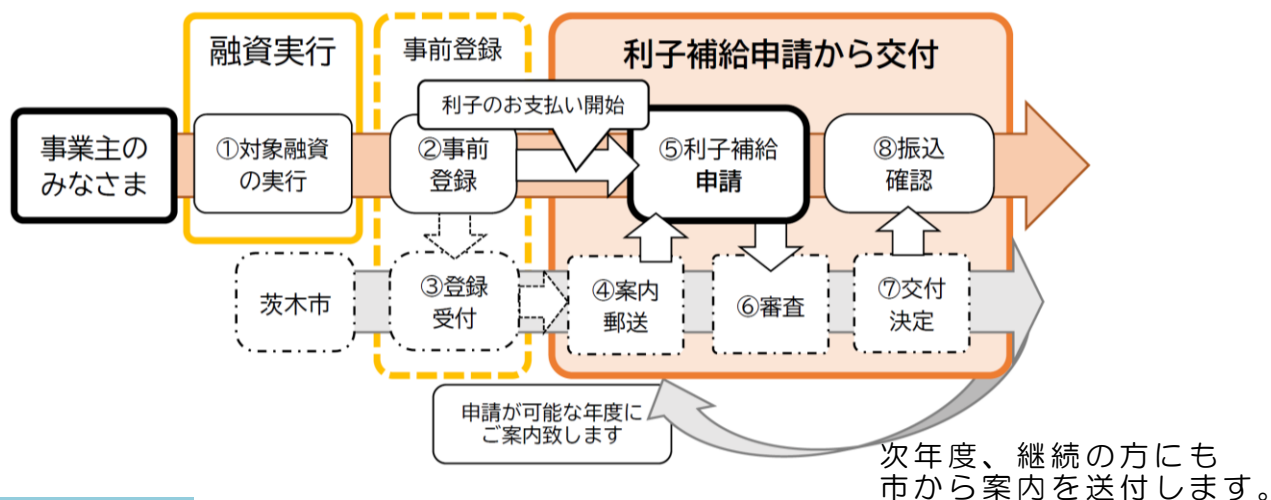
- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策マル経融資
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策衛経

- ③ 商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付

※R4.9.30付融資申込分をもって国の利子補給の取り扱い終了

補助金額	支払った利子の額 ※ただし、限度額は各年度10万円、トータル20万円 <u>（1事業者あたり）</u>
交付対象期間	国の利子補給等終了から2年
申請受付	毎年1月に受付 ※前年の返済実績に基づき、翌年1月に申請受付 ※融資や国の利子補給に関する書類は、申請に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

補助金交付の流れ



事前登録

①市ホームページから電子申請、②郵送、③窓口、にて受付いたします。
事前登録は、申請時期に市からご案内を送付するために推奨するもので、
申請の際の必須条件ではありません。詳細はホームページをご確認ください。

申請手続（毎年1月に申請）

	融資実行年(目安)			利息支払い期間 (国の利子補給 期間は除く) ※	申請年月
	令和2年	令和3年	令和4年		
(1)	◎			令和5年1月～12月	令和6年1月
(2)	◎	◎		令和6年1月～12月	令和7年1月
(3)	★	◎	◎	令和7年1月～12月	令和8年1月
(4)		★	◎	令和8年1月～12月	令和9年1月
(5)			★	令和9年1月～12月	令和10年1月

◎…申請可能

★…◎の期間で支給決定した利子補助額のうち、合算した額が
1事業主あたり合計20万円以下の場合申請可能。

例	申請の可否	利息支払い期間 (国の利子補給 期間は除く) ※	申請年月
—	融資実行日が令和2年7月7日の場合 → 国の利子補給期間 令和5年7月6日まで		
(1)	◎	令和5年7月(7/7) ～12月支払い分	令和6年1月
(2)	◎	令和6年1月 ～12月支払い分	令和7年1月
(3)	★	令和7年1月 ～令和7年7月(7/6) 支払い分	令和8年1月

従業員数の考え方

★正社員だけでなく、常時使用するアルバイト等も従業員に含まれます。

例：コンビニや飲食店のアルバイト店員の数え方

アルバイトが10人いる場合でも、シフト等により常に店舗にいる従業員数が5人であれば従業員数は5人と数える。

★会社役員、個人事業主、生計同一の代表者家族（三親等以内）は除きます。

★複数業種を営んでいる場合は、主たる業種における従業員数を適用。

お問合せ先

茨木市 産業環境部 商工労政課

TEL:072-620-1620

FAX:072-627-0289

E-mail syokorosei@city.ibaraki.lg.jp

市ホームページ

